

〈随 想〉

——キャンベラ通信③——

寒い，連邦・州間財政調整

渡 辺 精 一

キャンベラの冬は寒い。雪が降ったり，氷が張ったりすることは滅多にないのだが，それほどまでに寒いと感じるのは，なぜなのか。オーストラリアは，そして多少とも内陸へはいったキャンベラもむろんのこと，暑くはあっても寒くはないとの思い込みが，その身勝手さを露呈して，実はそうではなかった意外性に，感覚が過剰反応を示したということなのか。それとも，年間をとおして湿度の低いことが，夏の高温をしのぎやすくさせる他方，冬の低温を鋭くさせる，とでもいうのか。この日，キャンベラで首相会議が開かれた1990年6月28日は，冬至を僅かに過ぎたばかりの頃でしかないというのに，とりわけ肌に寒さのしみとおる日であった。

首相会議とは，1901年に連邦が結成される前から毎年1回開かれている各州の首相および連邦の首相らの集まりで，連邦予算編成を前にして，連邦から各州に交付される一般歳入援助交付金の額と配分とを決定することを目的としている。各州と書いたけれど，現在は，連邦を構成する6州と2テリトリー（準州）が構成メンバーである。以下，単に州というとき，とくに断らない限り，6州と2準州とを合わせて指すことにする。毎年開かれているのではあるが，この年の首相会議は，いつになく注目されていた。その中心的なポイントは，一般的に州財政がひどく悪化してきており，インフレとリセッションとを迎えかけているこの時期に，連邦政府がそれにどんな対応を見せるか，にあった。

もしも，この年の首相会議に限定しないでいえば，私は個人的にこの会議に，それなりの関心を寄せてきていた。日本の場合，財政に関し，中央

と地方の関係者が一堂に会して意見を調整し合う場合は、制度としては設けられていない。自治省が地方の代弁者となって大蔵省とわたり合うことは行なわれており、それが代役であるといえればいえる一面を確かにもつのではあるけれど、一面にすぎない限界もまた、そこにはある。なぜであるかを問わずにいえば、わたり合う前に地方の意思を、それとして徴することを、自治省はしているわけではない。むしろ、各種の資料を踏まえはするのであるけれども、その料理は大蔵省と同じ中央の役所である自治省が行なうのに違いなく、でき上がった料理は、地方と面会して意思を相互交流させるなかから作り上げられる料理と比べて、形も大きさも味もすべて同一である保証は何もない。47都道府県と3250前後を数える市町村と、そして自治省とが一堂に会して意思交流するのが現実に可能かと反論されれば、直ちに踵を返さざるをえないだろう。だが、そうなっては、実もふたもない。多分、くふうの余地はあるはずだ、との期待にひとまず身を委ねることにしてみるなら、90年以上にわたって続けられてきているオーストラリアの首相会議に改めて関心を寄せたとして、少しも不自然ではないと、いってよいのではあるまいか。

その私の関心を、さらに引き立たせたのは、強い、そしてその傾向が年とともに進んでいるやに見える、この国の財政の中央集権的傾向である。この国の政府は、3層より成る。すなわち、連邦・州（および準州）・地方である。地方政府は憲法上認知されておらず、したがってその性格・形態・機能などは、各州ごとにまちまちである。あえて日本になぞらえるなら、市町村に対応するような団体と、いってよいであろうか。これら3層の政府間の財政における集権性を、かりに数字で示してみると、たとえば次のようである。1988—89会計年度において、連邦は、すべてのレベルの政府の自己財源の71%を占めるが、その約30%を州・地方へ移転するので、すべての政府の自己経費の50%を支出するにすぎない。逆に州政府はすべての政府の自己財源の僅か25%を計上するだけなのに、すべての政府の自己経費の45%ほどを支出する。地方政府の位置は極めて小さく、同様比率

が、自己財源の場合4%、自己経費の場合5%をそれぞれ占めるにすぎない。また、連邦から受けとる移転の歳入全体に占める割合は、州で43%、地方で16%に達している。このほか地方は、州から7%の移転を受ける。

集権性は、こうした財源の政府間配分比率のような数字で示されるだけではない。連邦から州への、移転の中味を垣間見てみよう。1990—91会計年度予算によれば、移転の内訳は、一般目的援助49.8%（一般歳入援助48.6%、一般目的資本援助1.2%）および特定目的援助50.2%（特定目的経常援助37.9%、特定目的資本援助12.3%）となっている。前者は使途が特定されない、また後者は使途が特定される交付金である。それぞれ、日本の地方交付税、補助金（国庫支出金）におおむね対応するといつてよいだろう。ここでは、使途が特定される後者が過半の割合を占めていることに注目したい。そしてそれは、州の歳入総額のほぼ22%を占めている。ちなみにいえば、日本の場合、1987年度決算で、国から都道府県に移転される財源に占める割合は、地方交付税（および地方譲与税）46.5%、国庫支出金（および交通安全対策特別交付金）53.5%である。また、後者の歳入総額に占める割合は20.5%である。使途が特定される財源は、そのしくみや交付過程で交付側の意図が、多くの場合、詳細かつ厳格に付着される。それゆえ、被交付側の自主性が、そのぶん損われるのを避けることができない。したがって、その自主性を尊重する立場から見れば、そうした財源は、少ないほど望ましいということになる。後述するように、オーストラリアのような連邦制度をとる国では、日本のような単一制度をとる国に比べて、被交付側の自主性の強く求められることが大きな特徴である。だとすれば、上記の比較は、オーストラリアにとって絶望的である。使途の特定された財源の、移転総額に占める割合は確かに日本より低いけれどその差は僅かなものでしかないし、まして歳入総額に占める割合は逆に日本より高いのである。こうした比較について見る限り、オーストラリアは連邦制度をとる国だとはいえ、およそいいかねるということになる。

オーストラリアにとっての旗色の悪さは、連邦国家同士の比較を試みる

ことによって、いっそう浮かび上がる。私がついこの間まで所属していたオーストラリア国立大学の連邦財政関係研究センター（その後、連邦制度研究センターと改称）所長の Walsh 教授によれば、すべてのレベルの政府の自己財源に占める連邦政府のその割合は、1985年に、オーストラリア79.5%、カナダ49.3%、西ドイツ70.5%、スイス61.6%（84年）、アメリカ66.8%であるのに対し、オーストラリアは82.1%と最も高い。他方、財源移転後の、すべてのレベルの政府の自己経費に占める連邦政府のその割合は、順次に、66.0%、40.7%、54.6%、43.9%、42.1%であるのに対し、オーストラリアは57.5%となっている。注目したいのは、連邦政府の割合の、自己財源の場合と自己経費の場合との開きを見ると、オーストラリアがひとときわ大きい、ということである。これは、連邦から他のレベルの政府への財源の移転の程度が、オーストラリアは最も大きいことを示している。他のレベルの政府に対する連邦の介入の可能性が最も大きい、とってよいだろう。

オーストラリア財政の集権性が、最近その程度を強める傾向にある、ということも注目に値しよう。そのひとつ、州への移転の総額が、年ごとに抑えられてきている。連邦財政歳出に占める移転の割合は、1983—84会計年度予算から毎年度順次に、39.1%、38.0%、37.1%、37.1%、36.6%、36.0%と低下してきている。これはそれだけ、州財政の悪化に手を貸すようになってきた、とってよい。逆に、それだけ州の自主性が解放されてきているという、プラスの評価をそこに与えることは、直ちにはできない。手許の資料との関係で紹介する年度がずれて恐縮だが、州への移転総額のうち使途が特定された財源の占める割合を見ると、1986—87会計年度予算から毎年度順次に、37.7%、38.3%、45.5%、47.9%、50.2%と着実に、かつ大幅に増えている。幅の大きいことに注目するなら、集権性は度を強めている、とってよいだろう。

“気楽なエッセイ”というつもりのかンペラ通信にしては、どうやら数字を羅列しすぎたかもしれない。というわけでもないのだが、数字から

離れたところに目を移すこともまた必要である。たとえば、運営いかによっては、集権性も、数字で示されるほどではない、ということもあるかもしれない。思いつくままにひとつの例を捨てるなら、特定目的援助とはいえ、あるいはそのなかに、用途の特定が包括的であるとか、極めて緩やかであるとか、といったことがあるかもしれない。もっとも、この点に関しては、1990—91年度予算で道路・病院・大学に対する特定目的援助だけは増額されたのだが、各州の首相が、これらの財源は州を通り抜けるだけだと酷評した事実を照らすとき、期待が全く潰えてしまうことを知る。であればなおのこと、たとえば首相会議の運営が民主的に行なわれているかどうか、などといったことに、次の関心を向けたいのである。もっとも、首相会議では一般歳入援助だけを討議することになっていてそこに限界があるといえはるのだが、討議の実際は厳しくそれに限定されることなく、必然的に他の財政分野にもかかわらざるをえなくなる、と見ることもできるのである。話が元のほうへ戻ることはしたが、ともあれこうして、私の首相会議への関心がおのずと高められたのである。

しかし、残念なことに、私の関心は見事に裏切られた。6月29日の各紙は、きのうの首相会議は暗礁に乗り上げた、と異口同音に報道した。すなわち、一般歳入援助の実質4億ドル削減（2%減）という連邦の提案を、州の首相たちはこぞって拒否した、というのである。

雲行きが怪しくなる予兆は、実は明らかにあった。連邦政府の蔵相は、政府にとっての第一優先順位は過去5年間に示された財政上のきびしいしつけを維持することにあると、早くから強調していた。僅かな例を除いて全体としての州は財政強化の基礎的な対応さえ講じていないといい、また、われわれは州を無意識でハンマーで殴っているのではないともいったりした。他方、州の首相たちは、連邦が財源削減をすれば州は増税や裏口借金をせざるをえなくなる、もし支出抑制が継続されるなら州は連邦のマクロ経済政策に協力できなくなる、などといったことを交ごも口に出していた。連邦と州、双方ともに敵対意識むき出しである。わけでも蔵相の“ハンマー”

発言は、その感を深くする。恐らくその意味は、州を意識しているからハンマーで殴るなどということはない、というふうに理解されるべきなのであろう。だが、そうであるなら、別の表現でも同じ趣旨を述べることはできる。なのに、ハンマーの語をあえて用いた、そこに何がしかの作為を感じる。語感に“脅し”を含ませたかったのかもしれない。もしも勘ぐって受けとめるとすれば、さきの解釈とはまったく逆に、意識的になら殴ることがあると受けとめることさえ、できそうである。まさかそうではあるまいけれど、こうした状況を踏まえての首相会議であったとすれば、座礁するのもあらかじめ見えていた、というべきかもしれない。事務レベルでの事前の下工作が不調に経過したことの反映なのであろうけれど、そうであればあったで、逆に首相会議での大局的見地に立っての調整が期待されてもよかったはずで、それがそうではなかったことに、問題の所在の大きさを知らされるのである。

もてたかもしれぬ大局的見地での調整に、冷い水を浴びせる役割を果たしたといえそうな事件が、ひとつあった。6月28日、すなわち会議当日の朝7時20分ごろ、各州の首相たちが朝食のためホテルの部屋を留守にしていたその時刻に、連邦政府の提案文書が各部屋のドアの下から室内へ差し込まれた、という事件である。小さな事件だが、拾い上げてみると、決して小さくはなさそうである。各州首相たちに事実上、事前の検討を許さぬことを意味する当日配布に、なぜなってしまったのか。ここでは、連邦政府の準備へ向けての怠慢が責められることになるだろう。しかし、熱心に準備しても起こりうることもあるし、他の国でも起こる可能性はある。むしろ、さきの予兆のこともあるだけに、なぜしたのか、という問いかけのほうに意味があるのかもしれない。それはともかく、問いかけはさらに展開する。なぜ、会議の席上、冒頭に配布しなかったのか。たとえ僅かな時間でも事前に配布しておきたかったというのであれば、なぜ直接に手交しなかったのか。この二つの問いかけは、相手が受けとったという確証の残らぬ配布の仕方に対する批判を含んでいる。一步を進めていけば、かりに

相手がそれと知らず結局は受けとることができなかったということが起こっても、それは承知の上でのことだ、ということになりはしないか。もしなるとすれば、この会議をそれだけ軽く見ていることにもなりそうである。そのとき、この会議へ傾けられた私の関心も、急速に萎えてしまうことになるだろう。萎えるにとどまらず、私の関心を潰しかねぬもうひとつの問いかけが、実はまだ残されている。席上配布、もしくは手交のいずれにしても、相手が受けとるのを拒否するかもしれぬ懸念があったから、それを回避したとでもいうのだろうか、という問いかけである。もしそうであるとすれば、ことは、やんぬるかな、である。

ドアの下からの差し込みでどんな真相があったにせよ、少なくともひとつの潜在意識が蔵相をしてそうさせた、といえそうである。連邦の提案文書によれば、提案の内容は、上述の一般歳入援助の実質4億ドル削減だけでなく、それを中心にしたいくつかの個別提案より成っている。その主な個別提案を紹介した締めくくりに、文書は次のように述べている。「いつものように、連邦の提案は、提案全体についての州の承諾を受けようとするものである」と。すなわち、州は、提案を一括して承諾するか、さもなくば拒否するしかない。拒否をした場合、善後策は連邦政府一存ということになるであろうから、その結果は一括承諾と同じことになるだろう。だとすれば、州は、否応なしに連邦提案を飲まされることになる。むしろ、連邦提案を修正させるなどということは、起こる余地がない。手短かにいえば、首相会議それじたいは単なる手打ちの儀式にすぎない、というわけである。大局的見地の調整など、始めから期待できようはずはなかったのである。それゆえにこそ、提案文書の配布が当日になっても、また配布をドアの下から行なっても、ことの進行にとっては何の障りにもならなかった——のであった。冬至を過ぎたばかりのこの日、外気の寒さに、さらに加えた寒さが、会議のテーブルをさぞかし蔽っていたに違いない。

ただし、念のためつけ加えておこう。だから首相会議には、実質的な何の意味もない、とはいいい切れぬ。日時があらかじめ特定された首相会議

が控えているために、それへ向けての事務レベルでの折衝が、意味のある日程消化を重ねることができてゆく期待は、少なくとももつことができるであろう。その過程で、各州の意向が連邦に伝えられ、斟酌される機会もまた、ありえよう。そして、もうひとつ、儀式にすぎないとはいえ、首相会議では、むろん発言し合う。互いの発言が、その年度予算の糧にはならないとしても、次年度、ひいては将来のための種子として、互いの心の中に残る効果は、否定できないだろう。発言内容がマス・コミにとり上げられることによって、世論に気を配る当事者たちの、次年度以降の言動に影響がもたらされることも、ありうることである。

目を移そう。この年の10月30日に、特別首相会議がブリスベンで開かれ、6月の会議の時とは裏腹に、マス・コミはこぞって“大成功”と報じた。この会議の“特別”たるゆえんは、形式的には定例の会議ではないことにあり、内容的には財政、とくに一般歳入援助が議題ではなく、したがって蔵相は陪席で、連邦首相が主導した、というところにある。

会議に先立つ7月19日、首相はナショナル・プレス・クラブで演説し、次の諸点を強調した。州が責を負う雇用・輸送・資源調査・産業規制などのマイクロ経済の改革、公共サービス供給における政府間の重複性・二重性の解消、政府間財政関係の改革、以上のための州政府間協力と各レベル政府間協力の必要性、など。首相のこの方針は、6月の首相会議に提出された連邦政府提案文書の中に、すでに部分的ながら顔を覗かせており、それをこの日の演説で改めて正面からとり上げた、というわけである。演説のしめくりでは、これらの実践にとってリーダーシップの発揮が必要であり、そのために多くの特別首相会議を開きたい、と述べられた。いまオーストラリアでは、新連邦主義もしくは新財政連邦主義という語がそこかしこで使われている。その含意は人によって相を異にするが、連邦首相のいう新連邦主義の含意は、要約すればこうしたことになるのであろう。

この特別首相会議では、いくつかの方針が同意されたが、具体的に同意されたのは、二つである。ひとつは、鉄道を一本化し、管理・運営を新設

する民営の全国鉄道輸送協会に委ねる。もうひとつは、道路費用をトラックに賦課することをねらう、全国重量車両登録制度を設置する。この二つは、いずれも連邦および州、とくに州の財政負担を軽くする効果をもつ。輸送の効率化とか、負担の適正化とか、いくつかの効果が説かれていて、それらは確かに認めることのできる効果だとは思ふ。だが、波乱もなく同意に至った原動力は、何ととっても財政負担の軽減であったに違いない。この点に注意することは、実は意味のあることなのである。ひとつ、表向き財政問題ではない主題であっても、州の財政負担を軽減させる効果をもつものは、結論が出るのが早い。ふたつ、裏返していえば、逆に財政負担を重くしたり、財政にかかわるところがほとんどなかったりする主題の場合は、早く結論に達するとは限らない。みっつ、政府間財政関係の改革という、本来の、財政を直視した主題については、討議の帰すうは州の財政への寄与のいかんによって左右されがちとなる。こうした推論に、かなりの現実性をもたせることが可能となるからである。

その意味で、すでに開催が予定されている次回、およびそれ以降の特別首相会議で議題としてとりあげられるはずの連邦・州間財政関係改革の成り行きが、極めて注目される。というのは、州財政へ寄与することとなる改革に、いくつかの厳しい障害が待ち構えているように思えるからである。

障害の中心は、いかに“特別”首相会議であるといえども、財政問題を主題とする限り、会議の主導権は連邦の首相ではなく、蔵相に移るはずだ、というところにある。いくつかの角度から、これを見てみよう。まず、蔵相は、マクロ経済政策は連邦政府の独占でなければならない、という強い信念の持ち主である。これが、ほとんどの州の財政運営に対して抱く強い不信感と結びつくことによって、州が要望する所得課税権の州への部分移譲と、財源の使途の自由決定権の確立とに厳しい拒否反応を示す、というのがこれまで見せてきた姿勢であった。この姿勢は、こんにちでも変わらない。むしろ、不況が深刻化してきているこの国の経済情勢からすれば、この蔵相の姿勢は一段と強められてきている、といつてよいだろう。この

点に関する連邦首相の姿勢は、「マクロ経済の帰すうを決定する権限は連邦政府に残す」（10月30日の特別首相会議での発言）というものである。基本的には蔵相の考え方と軌を一にするといえそうだが、やや弾力的な姿勢を垣間見せているといえなくもない。それは、当の会議の閉幕にあたって公にされた合意文書に次のように記されていることのなかにうかがえる。すなわち文書は、「連邦が効果的なマクロ経済運営の国家的責務にこたえうる適切な手段をもつことの必要性を認めつつ」とことわった上で、連邦・州間の財政に関し、「第1に両者間の課税権の配分を再検討する」、「第2に州の財政運営をより弾力的にするため、州に対する連邦交付金のなかでの特定目的援助交付金の割合を減少させる」と述べている。この2点、とりわけ「再検討する」前者はともかく、「減少させる」と一定の方向を示した後者は、蔵相にとってまったく受け容れることのできないものであることはいうまでもない。もしも合意文書を尊重し、かつ蔵相が譲歩しうるぎりぎりの妥協点を探るとすれば、後者の問題は、連邦交付金の総額を増やすことによって特定目的援助交付金の額の水準は維持する、ということになる。その場合、当然に一般目的援助交付金のほうを増やすことになるはずであるから、その源泉である国税の一部を州へ移譲するという前者に期待されている課題は、むしろ蔵相にとっては検討する余地のないものとなる。当面予定されている今後の特別首相会議の主題が財政問題になったとしても、会議の主導権を連邦首相が握り続ける状況が出てくると、こうした深刻なジレンマは回避される期待が現実性を帯びる。だが、そのようになる可能性は少ないようである。

第1に、上記2点の課題に対する実質的な答えは、会議までの間に積み重ねられる再検討作業によって展望されてゆくことになるのだが、その作業は財政に関する具体的な作業であるため、蔵相が主導性を発揮せざるをえなくなるはずである。当日の会議それじたいの主導権を首相が握ったとしても、それは形式的なものにとどまる。第2に、かりに再検討作業の実質的主導権を首相が持ちえたとしても、しかし危惧が残る。その一つ、現

在の連邦首相は、特定の具体的な政策方針を安易に変えてしまうことがしばしばある。その最近見られた顕著な例は、天安門事件とのかかわりで中国からの難民の受け入れにどう対応するか、にある。短時日の間に首相の発言は三転四転し、“原則として全員受け入れ”にようやく落ち着いたことであった。その二つ、首相と蔵相の間に鋭い対立がある。たとえば極く最近、記者会見での“記事にしない”約束で行なった蔵相の発言のなかに、「十分に主導性を発揮した首相は、オーストラリアにはまだ出ていない」、「現在の首相は早く私に席を譲るべきである」というのがあった。約束に反してこれが記事となり、世間の注目を集めた首相の反応は、今期限りで引退というこれまでの世評を覆して、「今後少なくとも5年間は首相を続けたい」というものであった。蔵相は、罷免もされず、辞任もせず、依然として副首相としての座を、なお占め続けている。かようなわけで、再検討作業の主導権をかりに首相が握ったとしても、やむを得ず行なわなければならぬ蔵相との間の意見調整で、果たして主導性を維持し続けることができるかどうか、大きな懸念が付きまとうのである。

財政改革の前に立ちはだかる障害は、他にもある。見落せないのは、官僚の壁である。とりわけ特定目的援助交付金の削減は、州を思うままに動かす道具を失うというだけでなく、当該交付金事務を担当していたポストの廃止をも意味するため、壁は厚く高い。

障害といえばもうひとつ、州間の調整問題がある。今までのところ、特別首相会議における財政についての関心は、垂直的不均衡と呼ばれている、連邦と州との間の問題にだけ置かれていた、とあってよい。だが、水平的不均衡と呼ばれる、州同士の間での財政問題が、もうひとつある。その主題は、財政力すなわち課税力の不均衡にある。これまで、その調整は、州ごとの人口をベースにした連邦交付金委員会の議に、その都度、委ねられてきた。制度としては必ずしも合理的だとはいえず、各州にとっては受ける金額を予測し難い不安定さが、そこにはある。加えて今回、もしも課税権の再配分が行なわれるとすれば、否応なしにそれは水平的不均衡の問題と

かかわりあう。こうして再検討作業の過程では、水平的不均衡の問題もまた、主題のひとつとされるのが望ましいし、また、されるべきである。問題は、そうなった場合、州間に関係ひき、ないし争いが発生し、調整困難を招くことが十分に予想されるどころにある。なぜ、十分に予想されるのか。ひとつの例を引こう。10月末の会議の経過を喜んだある州の首相が、なぜと問われて、「なぜならすべての州首相が不同意に代えて同意を見たというのは初めてのことだからだ」と答えた。州間の関係を語るのに、これまでは、対立という語が欠かせなかった。今後、その必要がなくなるとは、とても考えられないのである。

オーストラリアは90年ほど前、6カ国が連邦を形成して誕生した。連邦とそれに包まれる6州という関係が生まれると、当然のことながら、両者の機能配分問題が起こる。その問題は、マクロ経済機能は連邦に、またミクロ経済機能は州に、というかたちで処理された。だが、両機能は相互交流的で截然とは区別されにくい特性をもつ。加えて、10月末の特別首相会議で合意された鉄道とトラックの例に見るように、ミクロ経済に属するものに連邦が介入するようなこともある。この介入は7月19日の連邦首相演説によると、教育・各種資格認定・商品規格・道路交通規制などの分野にまで広げられそうである。そして演説はいう、「クインズランド人やタスマニア人としてのものというのではなく、オーストラリア人としての権利と要求が重要なのである」と。つまりは単一制度の国家の形態に歩を近づけようというわけなのだが、そうなると機能配分の基準がそれだけ曖昧さを増してゆきかねない。財源配分はかなり機能配分に順応すると思われ、だとすればこの曖昧化の問題は財源配分のそれにもおおむね妥当することになる。そうなれば、連邦・州間の財政改革をきちんと行なうことは、それだけ困難の度を増しかねない。

そもそも、連邦制度の連邦制度たるゆえんは、分権と多様性にある。財政に即していえば、州の自己財源の大きいこと、財源使途の決定が自由であること、ということになるろう。上記の首相演説に見る改革方向は、いわ

ば分権と多様性の縮小化であり、したがって自己財源と使途決定自由の縮小化につながることになる。にもかかわらず、すでに述べたように、首相は他方で課税権の再配分と特定目的援助交付金の割合の縮限とを、今後の財政改革の道しるべとしているのである。つじつまは、どのようにして合わされてゆくのであろうか。

機能配分をまず明確化させ、それを踏まえて財源配分を合理的に行なう。財源配分にあたっては、州間の不均衡問題を一定水準のところまで定式化する。以上のしくみの上に立って、自余の問題には運営のなかで対応する。かりにこうした図式に沿わせてオーストラリアの連邦・州間の財政関係を改めて眺め直してみると、およそ次のようにいうことができそうである。ひとつに、しくみがそのようになっていない。すなわち機能配分の明確化を先行させることなく、財源再配分を手懸けようとしている。州間の不均衡問題の一定水準までの定式化は、現在極めて不十分であり、かつ今回の財政改革では今までのところそれが意図してとりあげられようとはしていない。ふたつに、運営については、したがって自余の問題というのではなく財政に関する広い問題がその対象となりがちで、それゆえに連邦の主導性が表面化しやすい。ざっと以上である。オーストラリアの財政改革に寄せられるべき期待は、かようにして、実は遙かに大きいといわなければならない。繰り返すようだが、にもかかわらず、現実にはそうした期待が寄せられて改革が行なわれようとしているわけではない。ならば、運営面にせめての期待を寄せたいと思うのだが、今度は、その期待が果たしてどの程度満たされるのか、懸念がつきまとう。運営面の代表格ともいうべき首相会議に強い関心を寄せることとなった理由を追加してもうひとつあげるとすれば、それはこうした点にあったというわけである。ともあれ、キャンベラ通信③のペンを置くにあたって得たその答えは、残念ながら“余り満たされそうにない”ということになったようである。

だが、つけ加えておこう。10月末の特別首相会議の合意文書は、今後の首相会議の議題にマクロ経済、連邦と州の財政およびその戦略などの実態

と展望を据え、かつ連邦から州への提案は2日前に州に通知される、とした。射し込んだ光が、いずれ広がる期待を、私はここに寄せたい。